

千葉市公告第 1 1 号

都市再開発法（昭和 4 4 年法律第 3 8 号）第 1 5 条第 1 項の規定により市街地再開発事業の施行地区となるべき区域の公告について申請があったので、同条第 2 項の規定により準用する第 7 条の 3 第 2 項の規定により市街地再開発事業の施行地区となるべき区域を次のとおり公告します。

なお、施行地区となるべき区域の宅地について、未登記の借地権を有する者は、同法第 1 5 条第 2 項の規定により準用する第 7 条の 3 第 3 項の規定により、この公告のあった日から起算して 3 0 日以内に、千葉市長に対し、その借地の所有者（借地権を有するものから更に借地権の設定を受けた場合にあつては、その設定者及びその借地の所有者）と連署し、又は借地権を証する書類を添えて、書面をもってその借地権の種類及び内容を申告してください。

令和 2 年 1 月 1 0 日

千葉市長 熊 谷 俊 人

- 1 申請者
千葉市花見川区朝日ヶ丘 5 丁目 2 番 7 号
新千葉 2・3 地区市街地再開発組合発起人
柳川 洋士雄 他 4 名
- 2 申請日
令和 2 年 1 月 6 日
- 3 設立予定の組合の名称
新千葉 2・3 地区市街地再開発組合
- 4 施行地区となるべき区域の名称
千葉市中央区新千葉 2 丁目 3 番 1、2、4、5、6、7、8、9、11、12 の全部
同 2 2 番 1 の一部
同 2 7 番 1、3 の一部
同 2 8 番 2 の全部
- 5 施行区域を表示する図面の縦覧場所（及び、借地権申告の受付場所）
千葉市中央区千葉港 2 番 1 号 千葉中央コミュニティセンター 3 階
千葉市都市局都市部都心整備課
- 6 縦覧期間
令和 2 年 1 月 1 0 日から令和 2 年 1 月 2 4 日（土日・祝日を除く）
- 7 縦覧時間
午前 9 時 0 0 分から午後 5 時 0 0 分まで